

県信用保証協会

創業後の資金支援制度を12月創設

保証料率を年0.3%に独自で割り引き

愛媛県信用保証協会(松山市一番町四―二、上甲啓二会長)は、創業後の金融支援制度を創設した。「創業フォローアップ保証制度」(通称「セカンド」)により保証料率を通常より〇・五%の独自割り引きで年〇・三%に引き下げること、創業後の事業安定化を支援する。この新制度により専門家の無料相談との両面で創業前から創業時、創業後まで一貫した創業支援体制が整う。

セカンドは、愛媛県信用保証協会が独自で信用保証料を割り引く制度。通常の保証料率が年間〇・八%だが、このセカンドを活用すれば〇・五%を割り引き、〇・三%となる。対象は新事業創出支援資金を利用または利用実績のある個人・事業所(創業後五年以内)。保証限度額は一事業所が一千万円

で、市町の認定特定創業支援事業を受けていれば同一千五百万円となっている。

このほかセカンドは資金使途が事業の安定・発展となる設備資金

及び運転資金で、保証条件としては貸付利率が金融機関所定の利率だが愛媛県制度融資を併用すれば固定金利(創業関連保証Ⅱ一・五%、支援創業関連保証Ⅱ一・三%)となる。無担保。保証期間が運転・設備資金ともに十年(愛媛県制度融資の場合は運転資金七年)。十二月一日から開始した。

同協会はこれまで、創業前支援として講座への講師派遣などに加えて創業時と創業後に計六回の専門家の無料派遣を実施。また今年四月には創業アドバイザーを本所と全四支所に各一人の計六人を配置し経営相談に



六人を配置し経営相談に対応。一方、資金支援では創業時の愛媛県中小企業制度融資(今年四月から愛媛県が保証料率を全額補助)を整備。さらに今回のセカンドの創設により経営相談と資金の両面で創業前から創業時、

創業後まで一貫した創業支援策が整うことになる。同協会は「各ステージでワンストップ、伴走型の創業サポートを進めたい」とする。